

## 水銀を使用した製品の規制について

### 記

水銀は人体や環境に悪影響をおよぼす化学物質として国際的に管理することが求められています。2017年8月16日に「水銀に関する水俣条約」が発効され、国内では「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（水銀汚染防止法）が施行されました。また水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行令の改正により、2017年10月1日から水銀使用製品産業廃棄物の項目が追加されます。

水俣条約の水銀含有製品について製造、輸出、輸入の禁止（販売や使用は禁止されておられません）は一般照明用途には適用されますが、弊社で製造・販売する耐候光試験機および腐食試験機に使用されている特殊用途ランプは規制に含まれておりませんので、水銀汚染防止法の特定水銀使用製品には該当していません。

下記該当品を廃棄する際、処理業者に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを伝えてください。ガラス製温度計は水銀回収が可能な専門業者に委託してください。

	法令	規制項目	該当品
1	水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）	特定水銀使用製品（製造、輸出、輸入の禁止）	なし
2	水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行令（水銀廃棄物ガイドライン）	水銀使用製品産業廃棄物	メタリングランプ® 紫外線蛍光ランプ オゾン灯 水銀ランプ 白色蛍光灯
		水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収の義務があるもの）	ガラス製水銀温度計
		水銀含有ばいじん等	なし

以上